

高等教育段階における負担軽減方策に関する専門家会議（第3回）  
議事次第

1. 日 時 平成30年 4月11日（水）10:00～12:00
2. 場 所 文部科学省15階 15F1特別会議室
3. 議 題
  - （1）新しい経済政策パッケージを踏まえた高等教育段階における負担軽減方策の在り方について
  - （2）その他
4. 配付資料
  - 資料1 現地ヒアリングの概要
  - 資料2 主な論点について
  - 資料3 参考資料

# 高等教育段階の負担軽減方策に関する 現地ヒアリング概要

## ○ 現地ヒアリングの趣旨・目的：

高等教育段階の負担軽減方策に関する検討の参考とするため、大学等の現場において、現在実施されている独自の授業料等減免や奨学金制度、成績評価の実態等を聴取するとともに、新たな負担軽減方策導入に当たっての御意見を伺う。（以下は主に御意見の概要）

## ○ 日時：平成30年3月12日～4月4日（水）

## ○ 訪問先：名古屋大学、名古屋市立大学、明治大学、大妻女子大学、 聖徳大学短期大学部、国立東京工業高等専門学校、 東京医療専門学校、日本ホテルスクール

## 主な意見

### (支援対象者の要件)

- 大学として学生の成績をしっかりと見ていくことは必要であると考えます。しかし、給付学生への警告を行う場合には、大学は機械的な処理を行うべきではなく、成績低下の原因の把握をするなど、学生へのきめ細かなフォローの体制をしっかりとっておくべきである。支援措置の対象となる大学の要件の具体的設計に際しては、ご留意願いたい。
- 進級の条件やGPAの分布は学部によってさまざまである。一般に、少人数での学習が多い理系学部の方がGPAは高めの傾向。また、大学によって、分母の総単位数から試験を受けなかった科目を除外する大学もある一方で全履修登録科目の総単位数としているところもある。このような状況を踏まえ、GPAや進級の可否を支援の条件について検討することが必要ではないか。
- JASSOの奨学金を受けながら、成績不振を理由に停止、廃止となる学生も毎年一定数いるが、よく話を聞いてみると、単に怠けているというわけではなく、アルバイトをせざるを得ないなど深刻な家庭の事情を抱えているケースもあるので、一定の配慮は必要ではないか。
- 成績評価の学内ガイドラインを定めており、S、A、B、C、N(単位認定)で評価。SとAの合計は50%以内になるようにすることを、全学的に統一した方針としている。

- 政策パッケージの脚注では、支給打ち切りの指標の例示として「1年間に取得が必要な単位数の6割以下」や「GPAが下位4分の1以下」を挙げているが、本学の学生の場合、前者では数%しかいないが、後者では25%が該当することになる。2つの例示の間で大きな開きがあることにご留意いただきたい。
- 本学では、資格取得を目指す課程では平均のGPAが高いが、それは緩い基準でやっているからではなく、学生が真面目に取り組んでいるからであり相対的な評価基準を導入する際にはそのような点にも配慮が必要。
- 高専では5年間で必要な単位数は、通常の高校3年間＋大学2年間よりかなり多く、2単位に費やすエネルギーも多いので大学を前提とした政策パッケージの脚注(1年間に取得が必要な単位数の6割以下しか取得していないときやGPAが下位1/4の時には警告等)の条件を設定する際には一定の配慮が必要。
- 進級は出席6割以上、総合平均で60点以上の取得が条件。主に実技で評価。成績評価の基準は一般向けに公表はしていないが、学生にはシラバスやハンドブックで明示している。
- 授業についていけず退学する者も一定程度いる。1～3年生の全生徒560名のうち、去年は33名がドロップアウトした。ドロップアウトは特に1年生に多い。
- 経済的理由で進学をあきらめる人はまだ一定数おり、今回の無償化措置に期待はしている。ただし、経済的困窮者であれば他にハードルは課さないという支援ではなく、成績優秀で勉学意欲の高い学生を支える支援であるべき。
- 単位制を採用しており、各コースに進級・卒業単位数を設定。筆記試験のほか、受講態度や出席率も加味してA, B, C, D, F(不可)、R(認定)で成績評価を行っている。退学率は毎年5～6%程度。出席率は基本的に高い。

## (対象となる大学等の要件)

- 本学では、大学経営に関する学外の様々な知見や経験を積極的に取り入れるため、他大学の学長経験者を外部理事として任命しているところである。外部人材は、必ずしも、産業界の方に限定されるものではないため、支援措置の対象となる大学の要件の具体的設計に際しては、ご留意願いたい。
- 「実務経験のある教員」については、例えば、公開講座や高校への出前授業を行った経験なども、大学以外における実務の経験と考えてもよいのではないか。工学部の教員は、大学生、大学院生以外の一般の方には研究成果の社会での活用などを伝えたり、文学部の教員は、カルチャーセンターでの講演などのアウトリーチを行っている。このような経験を実務とみなしていただくとありがたい。
- 新しい経済政策パッケージにおいて、実務経験のある教員による科目の配置として例示で示された「実務経験のある教員が年間平均で修得が必要な単位数の1割以上の単位数に係る授業科目を担当するものとして配置されていること」については、仮に、開設総科目数を分母とする場合、大学が多様な科目の配置に努めるほど、「実務経験のある教員による科目の配置」を増やさなければならなくなるため、大学としての対応は困難となる。
- 薬学部や理学部は、実務経験のない研究者が多い。また、薬学部は、カリキュラムが薬剤師養成に必要な科目により構成されているため、「実務経験のある教員による科目の配置」は限定的となる。実務経験のある教員による科目に係る要件の具体化にあたっては、このような学部やカリキュラムの特性に配慮が必要ではないか。
- 純粋な「実務経験のある教員による科目」とは異なるが、本学で拡大しつつあるのは、1年生用のキャリア教育として、企業人にリレー講義に参画してもらうもの。こういったものまで含めてよいかどうかなど、対象範囲については十分検討が必要ではないか。

- これまで大学の方では教員の実務経験の有無を把握してきてはいなかったが、今回、専任教員にアンケート調査を実施したところ、実務経験のある教員の割合は学部によって異なり、1～3割程度（商学部10.8%、文学部14.3%、理工学部15.2%～総合数理学部34.0%）。
- 理事長、学長を含め12人の理事のうち、現在4人が外部人材。理事は、17人の理事選考委員の討議・投票で決まっており、4年に1回選挙が行われる。大体4～5人は外部人材。
- 107名の教員のうち、実務経験のある教員は88名で、高専以外の教員と民間企業出身者が大半。専門科目の先生には、民間企業の技術者出身の方が多く、一般科目については高校の教員の免許を持っている者が多い。その他、歯科技工士や特許事務所の方などもいる。
- インターンシップは本科4年生（2週間）、専攻科1年生（1か月）で必修。
- 自己点検・評価を検証することを目的として、外部の有識者で構成する参与会を定期的に行う。近隣大学の教員や商工会議所、地域企業の方に意見をいただいている。また、一般社団法人東京高専技術懇談会という114社が加盟するネットワークが組織されており、共同研究やインターンシップの受け入れ等で大いに協力いただいている。
- 専任教員は教員養成課程出身者が多く、外での実務の経験が無い者も少なくない。
- 教員は関係業界出身者が大部分。そのほか英語関係で海外の大学出身者や外国人の講師もいる。
- 学生は有給インターンシップに参加、その給与をもとに2回の海外研修機会を提供。
- 理事長が校長だが、6人の理事は皆外部人材。職業実践専門課程の認可を受けており、財務情報の公開（学校HP掲載）等を実施。

(円滑かつ確実な実施に際して必要な事項)

- 独自の経済的支援制度としては育英の観点からの奨学金制度を設けているが、低所得者を対象とした授業料減免は実施していない。授業料減免について、今回の措置で国から支援される額と実際に必要な授業料額の差をどうするか等、各大学で判断し対応することが必要。
- 今回の支援措置の導入にあたり、大学側に確認する手立てがない場合の不正受給についてまで、大学側に不正防止の責任まで負わせることのないようにしてほしい。

(その他学生の実態について)

- 高専の場合、寮生活も重要な教育の一部であり、本学では2割程度、約200人が入寮(男子160人、女子40人)。高専によっては、入寮者が約6割に上る場合もある。最近特に女子学生が増加傾向にあり、部屋の改修が追いつかず、即時の入寮が難しい場合もある。

# 主な論点について



# 支援対象者の要件等について

(進学前の学習意欲及び  
進学後の学修状況の確認)

## 新しい経済政策パッケージ(抄)

### (支援対象者の要件)

支援対象者については、高校在学時の成績だけで判断せず、本人の学習意欲を確認する。他方、大学等への進学後については、その学習状況について一定の要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとする。具体的には、大学等に進学後、単位数の取得状況、GPA（平均成績）の状況、学生に対する処分等の状況に応じて、支給を打ち切ることとし、これを内容とする給付要件を定める（※）。

※例えば、①1年間に取得が必要な単位数の6割以下の単位数しか取得していないときや②GPAが下位4分の1に属するときは、当該学生に対して大学等から警告を行い、警告を連続で受けたときは支給を打ち切る。③退学処分・停学処分等を受けたときは、支給を打ち切るといった指標が考えられる。その際、休学について一定の配慮を行うよう検討する。

### (支援措置の対象となる大学等の要件)

③成績評価基準（※）を定めるなど厳格な成績管理を実施・公表していること

※成績評価を客観的かつ厳格におこなうために、学習成果の評価に関して定める学内の基準。例えば、「特に優れている（S）」という評価を得るには、試験やレポート等による成績が90点以上、あるいは成績最上位20%程度であることが必要などと規定されている。

- 今回の支援措置は、支援を受けた子供たちが大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることを目的としていることから、支援対象者について、高校在学時の成績だけで判断せず、大学等への入学前の学習意欲を確認した上で、進学後、学習状況について一定の要件を課し、これに満たない場合には支給を打ち切ることとしている。

また、このような仕組みを機能させるための前提として、対象機関要件の一つとして成績評価基準を定めるなど厳格な成績管理を行い、教育の質を確保しつつ、その状況を公表することとされている。

## 主な論点

### (進学前の学習意欲の確認)

- 本人の学習意欲を確認する方法としては、成績のみならず、進学の意欲や目的等を確認・評価することが必要であり、高等学校等がレポートの提出や面談等により本人の状況を十分に確認することとしてはどうか。

(進学後の学修状況の確認)

- 進学後の給付継続要件として、「1年間に取得が必要な単位数の6割以下の単位数しか取得していないときやGPAが下位4分の1に属するときには警告を行い、警告を連続で受けたときは支給を打ち切る。」といった指標が例示されているが、具体的にどのような場合に支給を打ち切るかとするか。
- 単位制を採用しない専門学校や、中学校卒業後5年一貫の教育課程による高等専門学校など、修得単位数やGPAを導入しておらず基準とできない学校について要件をどのように設定するか。
- 短期高等教育機関について、給付継続の要件をどう考えるか。特に、2年制以下の課程については、警告を連続で受けた時点で卒業することとなるので工夫が必要ではないか。
- パッケージに記載された要件のほか、現行の給付型奨学金の支給継続要件として学業成績、人物、経済状況に関する基準があり、これらの要件について、毎年度の給付継続の判断に当たっては、JASSO及び大学等において的確に審査を行っていく必要があるのではないか。
- 休学についての配慮をどのように考えるか。

# 実務経験のある教員による科目の 配置について

## 新しい経済政策パッケージ(抄)

(支援措置の対象となる大学等の要件)

①実務経験のある教員による科目の配置が一定割合を超えていること (※)

※例えば、①実務経験のある教員（フルタイム勤務ではない者を含む）が年間平均で修得が必要な単位数の1割以上（理学・人文科学の分野に係る要件については、適用可能性について検証が必要）の単位に係る授業科目を担当するものとして配置されていることといった指標が考えられる。

○ 急速に変わりゆく社会で自立し、活躍できる人材を育成するうえで、人文社会・自然科学といった教育分野の違いにかかわらず、学問追究の観点とともに、実際の社会のニーズに対応した経験に基づく実務の観点を踏まえた教育の実施が求められる。このような趣旨から、実務経験のある教員による科目の配置が一定割合を超えていることを要件とし、それぞれの教育分野の特性に応じて、実社会のニーズや変化に対応した授業科目が配置され、学生がそれらを履修し得る環境が整っていることを求めるものである。

## 主な論点

○ 「実務経験のある教員による科目」の範囲をどうするか。どのような場合に実務経験を授業に活かしていると考えるか。

(典型例として考えられるもの)

- ・ 産業界の技術者や研究者が現場の技術を実習形式で指導する授業
- ・ 経営者、経営コンサルタントが組織行動論の観点で講義する授業
- ・ ジャーナリストや非営利法人関係者等が社会の構造的な変化について学生と対話を中心として行う授業
- ・ 福祉や教育、カウンセリングの現場で様々な課題に直面している専門家がその経験を活かして専門職養成のための授業科目を担当している場合
- ・ 小・中・高校で教員経験がある者が教員養成課程でその経験を活かして授業科目を担当している場合
- ・ 国や地方公共団体において行政施策の立案に携わったことのある者が、その実務経験を活かして公共政策の授業を担当している場合

- 実務経験の内容や期間、形態(常勤・非常勤)、実務経験後の経過期間については、それぞれの職務分野や授業科目との関係に多様な形があることを踏まえた上で、一律の基準ではなく、一定の考え方を示すこととしてはどうか。
- 同一の学校種での教員経験は、この場合の「実務経験」に該当しないものとして整理してはどうか。
- 博士課程修了後の公的機関等における研究者としての経験は、大学等における研究と業務内容が近接していることもあり、「実務経験」に該当しないものとして整理してはどうか。
- 実務経験のある教員が授業を担当しない場合であっても以下のような場合は社会のニーズを踏まえた実践的教育と考えられることから対象としてはどうか。
  - ・ オムニバス形式で授業の一部を実務家が担当する場合
  - ・ 学外でのインターンシップや実習、研修を授業の一環として位置付けている場合
- 「科目の配置が一定割合を超えていること」についてどう考えるか。

この要件については、学部等の単位での確認の上、すべての学部等が要件を満たす場合に当該大学が要件を満たしたと考えるか。また、全学的に共通する科目と専門科目の取扱についてどのように考えるか。さらに、理学・人文科学の分野に係る要件については、その学問分野の特性を踏まえどのように考えるか。
- 大学以外の学校種についても上記と同様の考え方でよいか。

# 外部人材の理事への任命について

## 新しい経済政策パッケージ(抄)

(支援措置の対象となる大学等の要件)

②外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること (※)

※例えば、②理事総数の2割を超える数以上の理事に産業界等の外部人材を任命していることといった指標が考えられる。

- 大学等は、社会のニーズ、産業界のニーズも踏まえ、その特色や強みを活かしながら、急速に変わりゆく社会で活躍できる人材を育成することが求められている。このため、大学等における業務執行上重要な役割を有する理事に一定割合以上の外部人材を任命することにより、社会のニーズを踏まえた経験や、大学運営にとって有意義な知見が直接大学に活かされるようにするものである。
- なお、国私立大学については、現行制度上、理事に少なくとも1人の外部人材を含めることとされている。
- この点については、多様性を受け止めるガバナンスを推進していくため2人以上の外部理事を登用することが中央教育審議会における大学改革の議論においても検討されている。

## 主な論点

- 現行の学外理事制度を踏まえつつ、客観的・複眼的な外部の視点からの意見を大学運営に一層反映できるようにするため、例えば、2人以上の外部人材を理事に任命することについて、中央教育審議会において議論されており、理事総数が多い場合には2割超とすべきといった意見も委員から示されているが、今回の支援対象となる大学等の要件はどう考えるか。
- 国立大学については、各大学ごとに理事数が2人から8人の間で法定されている。上記の趣旨を踏まえ、外部人材の任命についてどのように考えるか。その際、理事総数が3人以下の少数の場合にはどのように考えるか。  
また、理事に関して規定されている現行の法令を改正する必要があるか。



- 私立大学については、法令上5人以上の理事を置くこととされ、寄附行為において理事数を定めることとされているが、上記の趣旨を踏まえ、外部人材の任命についてどのように考えるか。
- 公立大学法人化されている公立大学については、理事に外部人材を含めることは制度化されていないが、上記の趣旨を踏まえ、外部人材の任命についてどのように考えるか。
- 外部理事の役割は、社会のニーズを踏まえた経験や多様な分野における知見を大学運営に生かすことであり、各大学等において当該外部理事に期待する役割や選任理由を明確にしておくことが必要ではないか。  
外部人材は、大学を取り巻く環境・課題に応じて適切な役割を果たせる者を登用することが必要ではないか。  
※ 現行制度においては、選任の際現に当該法人の役員又は職員でない者とされている。  
※ 私立大学等については、現行制度において、理事のうちには、理事の配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれてはならないこととされている。
- 理事制度がとられていない地方公共団体立や、個々の学校には理事会がない国立高等専門学校についてはどのように考えるか。また、私立専門学校には、学校法人・準学校法人ではない法人や個人等が設置主体になっているものがあるが、これらについてどのように考えるか。

# 厳格な成績管理の実施・公表について

## 新しい経済政策パッケージ(抄)

(支援措置の対象となる大学等の要件)

③成績評価基準(※)を定めるなど厳格な成績管理を実施・公表していること

※成績評価を客観的かつ厳格におこなうために、学習成果の評価に関して定める学内の基準。例えば、「特に優れている(S)」という評価を得るには、試験やレポート等による成績が90点以上、あるいは成績最上位20%程度であることが必要などと規定されている。

- 今回の支援措置は、支援を受けた子供たちが大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになることを目的としていることから、支援対象者について、大学等への進学後、学習状況について一定の要件を課し、これに満たない場合には支給を打ち切ることとしている。

このような仕組みを機能させるための前提として、対象機関要件の一つとして成績評価基準を定めるなど厳格な成績管理を行い、その状況を公表することとされている。

## 主な論点

- 厳格な成績管理の実施・公表については、教育の質保証を進める中でも重要である一方で、支援対象者の要件を確認することができるような内容とすることが必要であるが、具体的な内容をどう考えるか。何を実施していれば「厳格」に行っていると認めることができるか。

(成績管理として必要な取組例)

- ・ 授業計画(シラバス)が作成され、科目の到達目標、授業形態、成績評価の方法・基準が提示・公表されている。
- ・ 成績評価において、GPAなどの客観的な指標を設け、上記基準に従って適切に実施し、公表に努めている。
- ・ 試験を行うなど適切な方法により学習の成果を評価して単位を与えている。
- ・ 卒業認定に関する方針・基準を定め、公表するとともに、適切に実施されている。

# 財務・経営情報の開示について

## 新しい経済政策パッケージ(抄)

(支援措置の対象となる大学等の要件)

④法令に則り財務・経営情報を開示していること

- 授業料の減免措置については、大学等に交付することとし、学生が大学等に対して授業料の支払いを行う必要がないようにするとされている。
- 大学等は、減免措置に係る授業料を公費から交付され、会計上の処理を行うこととなるため、法令に則り財務・経営情報の開示を求めることにより、財務・経営面での透明性を確保する必要がある。  
また、教育の質が確保されず大幅に定員を割るなど経営に問題がある大学等がある中で、こうした大学等への救済とはならないよう、学生が安心して質の高い高等教育を受けられる環境を整える観点からも財務・経営情報の開示などの取組が必要。

## 主な論点

- 各設置者ごとにそれぞれ定められている法令に則り、財務・経営情報を開示していることを要件としつつ、法令上、財務・経営情報の開示について定めのない設置者については、財務・経営面での透明性を確保する観点から、事業報告のほか資産・負債や収支の状況を開示することを求めることとしてはどうか。また、学生が安心して質の高い高等教育を受けられる環境を確保する観点から、入学者受け入れ、教育課程の編成・実施、卒業の認定に関する方針や、進学や就職に関する状況など法令に則り教育研究活動等の状況も開示することを求めることとしてはどうか。

※現在、学修成果等の情報公開の在り方について中教審において検討中。

- 専門学校については、職業実践専門課程として認定を受けている場合を今回の枠組みの中でどのように評価していくか。特に、情報開示と学校評価の取組に関して公的資金を活用するに際して内容や外部性の確保についてどのように考えるか。
- 学校法人については、利害関係人から請求があった場合に、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないとされているが、従来から国においてホームページ等での一般公開に向けた積極的な取組を促進しており、多くの国民が知り得るような取組を行うこととを求めることとしてはどうか。

# 参考資料集

平成30年4月11日

支援対象者の要件  
厳格な成績管理の実施・公表

# 現行の給付型奨学金における学力・資質要件の確認方法

生徒(非課税世帯)

高等学校等

大学等



- ①日本学生支援機構から推薦枠の割振り
- ②申し込みのあった非課税世帯の生徒の中から推薦枠数の範囲内で候補者を選定  
(例: 推薦枠が3枠で申込数が9人の場合、9人の生徒から3人を選定)

## 【推薦基準】

日本学生支援機構が示すガイドラインに基づき、各高校等において推薦基準を作成

(学力・資質要件)

- ・十分に満足できる高い学習成績
  - ・教科以外の学校活動等で大変優れた成果、概ね満足できる学習成績 等
- (留意点)
- ・学習状況の評価に加えて、進学意欲や目的、進学後の人生設計を含めて総合的に判断することが重要
  - ・進学意欲や目的、進学後の人生設計を確認・評価するにあたっては、レポートの提出や面談等により本人を意欲を十分に確認



進学届(大学等経由)

支給開始



## 大学等進学後の学習状況等に関する要件(適格認定要件)

### 【学業成績】

区分	「政策パッケージ」脚注	給付型奨学金(現行)	貸与型奨学金(現行)
廃止	例えば、 ・警告を連続で受けたとき	卒業延期確定  標準修得単位の1/2以下又は学校長が著しく少ないと認めた場合	【返金を求める】 左記のうち、成業の見込みがなく、やむを得ない理由がない  【返金を求めない】 左記のうち、成業の見込みがなく、やむを得ない理由(本人の病気、事故によるけが、家族の介護、災害等)がある
停止	—	左記のうち、成業の見込みがある  ・学習意欲に欠ける(出席率が5割以下など) ・仮進級	・卒業延期確定又はその可能性が極めて高い  ・当年度の修得単位数が皆無又は極めて少ない
警告	例えば、 ・1年間に取得が必要な単位数の6割以下の単位数しか取得していない ・GPAが下位4分の1に属する  ※警告を連続で受けたとき、支給を打ち切る	・修得単位数が少ない(標準修得単位の8割以下) ・学修の評価内容が劣っている(GPAにおいて下位2分の1) ・学習意欲が低い(出席率が8割以下など)  ※上記の廃止又は停止の基準に該当しない限り、警告を複数回受けても廃止等の措置を受けない。	・当年度の修得単位数が標準修得単位の2分の1以下 ・学校長が当年度の修得単位数が著しく少ないと認めた ・当年度の学修の評価内容が著しく劣っている(下位2分の1) ・学習意欲に欠ける(出席率を含む) ・仮進級
継続	—	—	—

### 【参考】適格認定実施結果 (平成28年度)

廃止	17,997人 (1.9%)
停止	9,846人 (1.1%)
警告	10,499人 (1.1%)
合計	38,342人 (4.1%)

### 【人物】

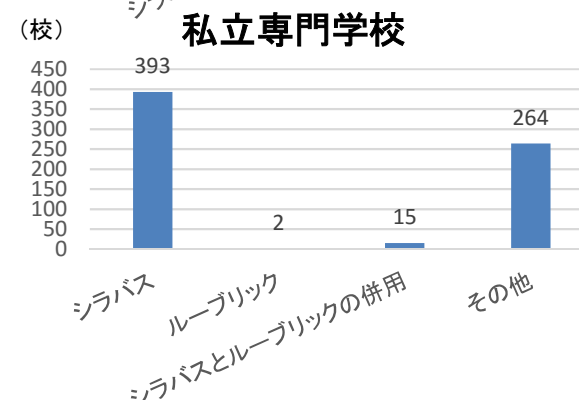
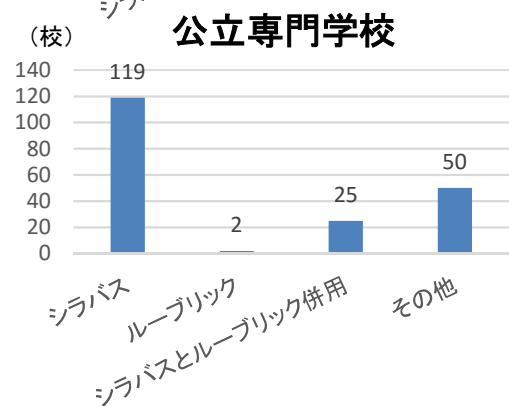
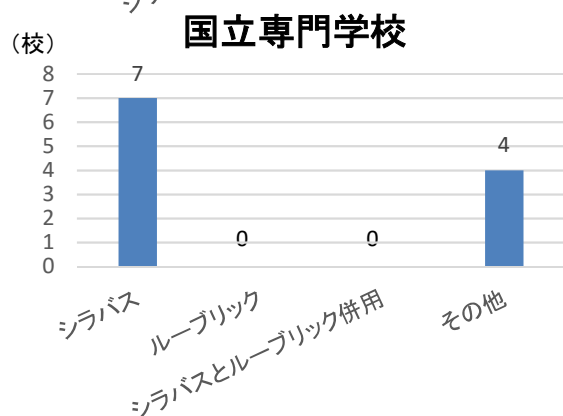
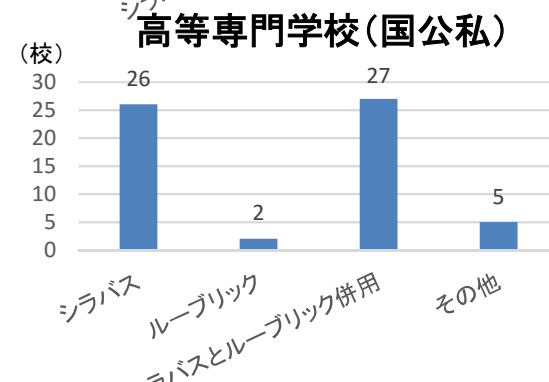
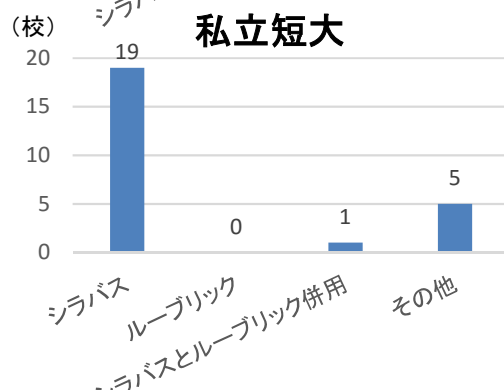
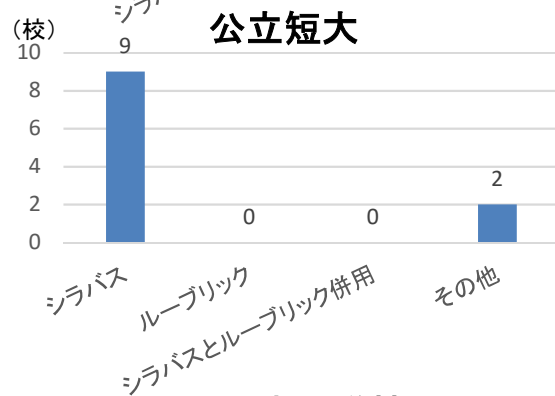
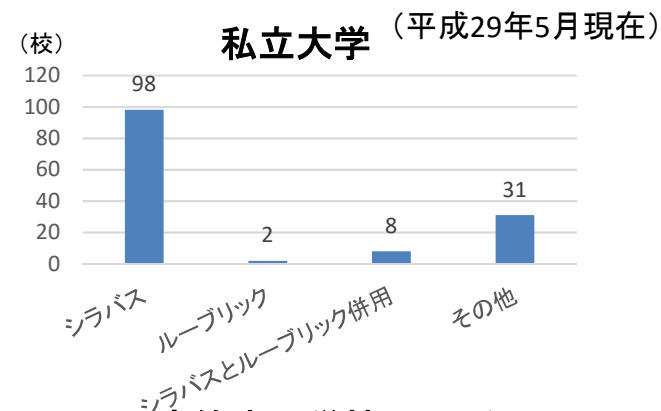
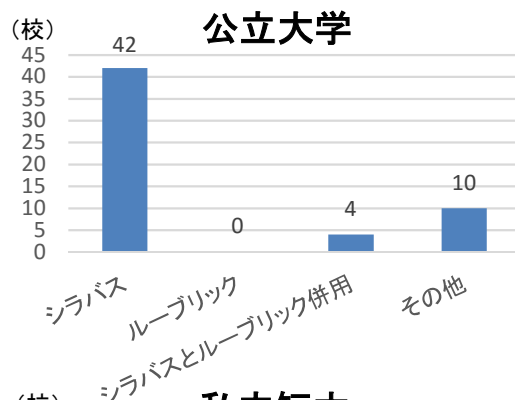
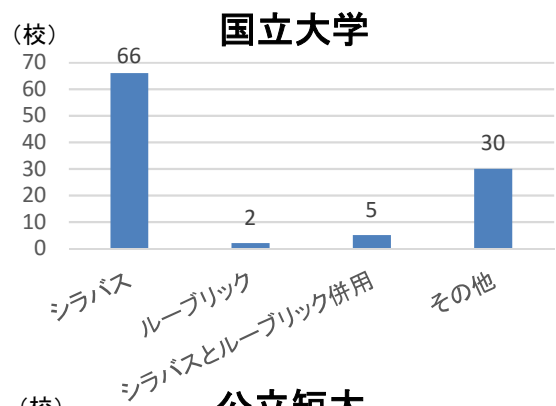
区分	給付型奨学金(現行)	貸与型奨学金(現行)
廃止	・学校内外の規律を著しく乱し、奨学生の資格を失わせることが適当  【返金を求める】 左記のうち、学校処分による退学、除籍、無期停学又は有期停学3月以上等  【返金を求めない】 左記のうち、学校処分による有期停学1月以上3月未満等	・退学・除籍の処分を受け学籍を失った(授業料未納以外) ・学校内外の規律を著しく乱し、奨学生の資格を失わせることが適当(無期停学、1年を超える有期停学等)
停止	・学校処分のうち廃止に該当しないもの(1月未満の停学、譴責、戒告、訓告等) ・学校内外の規律を乱し、奨学金の給付を停止することが適当である者	・停学その他の処分を受けた者(廃止に該当しない者) ・学校内外の規律を乱し、奨学金の交付を停止することが適当である者(不起訴処分の場合に限る)
警告	—	—
継続	廃止、停止、警告に該当しない者	廃止、停止、警告に該当しない者

### 【経済状況】

区分	給付型奨学金(現行)	貸与型奨学金(現行)
廃止	—	・経済状況が好転していると認められる場合
停止	家計支持者の収入が以下のいずれかとなった場合 ・住民税所得割額(家計支持者が2人の場合はその合計額)が20万円を上回った場合 ・2年連続して住民税課税世帯となった場合	—
警告	—	—
継続	廃止、停止、警告に該当しない者	廃止、停止、警告に該当しない者

# 成績評価基準の明示方法

成績評価に関する学内の基準の明示方法について、多くの学校が「シラバス」を活用していると回答。



(出典)「高等教育段階の負担軽減方策の検討のための実態把握」(H30. 2)速報値※複数回答可

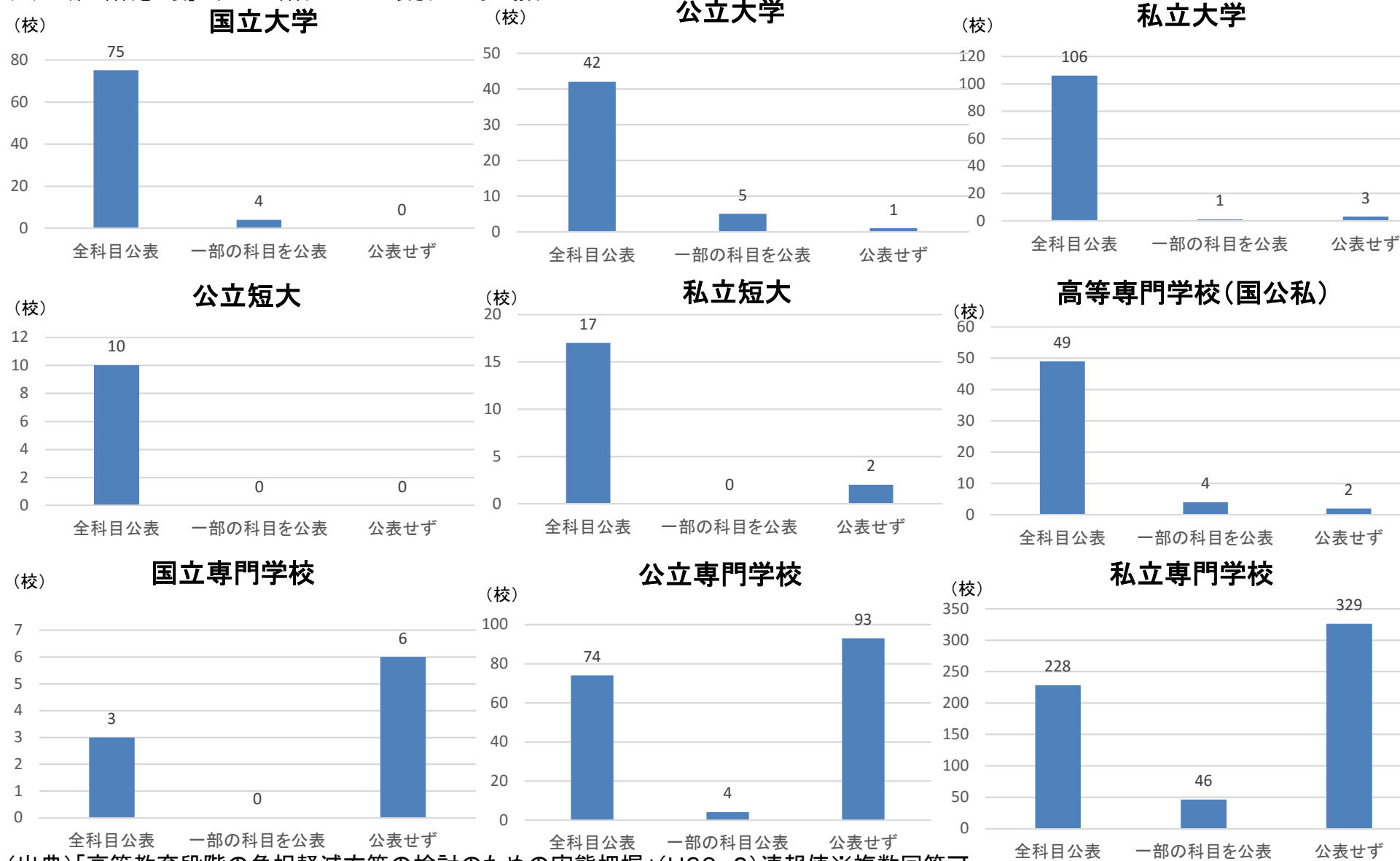
※「その他」の例: 学生便覧、履修の手引

# 成績評価基準の学外への公表状況

成績評価基準について、多くの大学では学外にも公表している。専門学校についても、一定数の学校においては、学外にも公表している。

(平成29年5月現在)

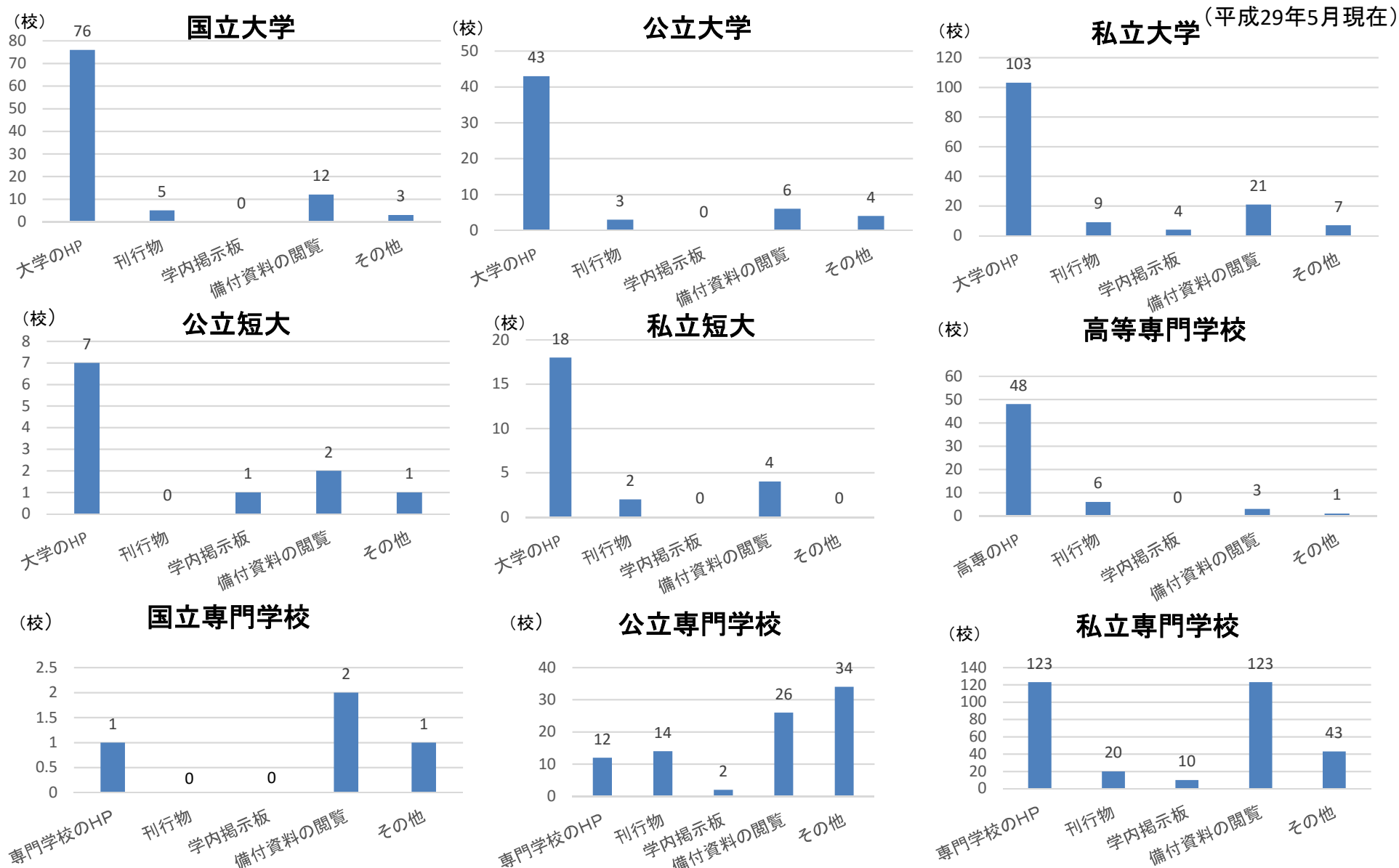
(※)「一部の科目を公表」は、全ての科目について公表されていない場合



(出典)「高等教育段階の負担軽減方策の検討のための実態把握」(H30. 2)速報値※複数回答可

# 成績評価基準の公表方法

成績評価基準の公表にあたっては、多くの大学等が、ホームページを活用している。



(出典)「高等教育段階の負担軽減方策の検討のための実態把握」(H30. 2)速報値※複数回答可

※「その他」の例: 閲覧請求への個別対応

## 厳格な成績管理の実施・公表に関する現行制度①

### ○ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること
- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

## 厳格な成績管理の実施・公表に関する現行制度②

### ○ 大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)(抄)

(成績評価基準等の明示等)

第二十五条の二 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の授与)

第二十七条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験の上単位を与えるものとする。ただし、第二十一条第三項の授業科目については、大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(履修科目の登録の上限)

第二十七条の二 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

### ○ 高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）（抄）

(成績評価基準等の明示等)

第十七条の三 高等専門学校は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 高等専門学校は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

## 厳格な成績管理の実施・公表に関する現行制度③ (専門学校)

### ○ 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)(抄)

第百八十三条の二 専修学校設置基準第三条第一項の規定により置かれる専修学校の学科のうち、同令第四条第一項に規定する昼間学科及び夜間等学科においては、学年による教育課程の区分を設け、各学年ごとに、当該学年における生徒の平素の成績を評価して、当該学年の課程の修了の認定を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する学科においては、教育上有益と認めるときは、学年による教育課程の区分を設けないことができる。

### ○ 専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)(抄)

(昼間学科及び夜間等学科における全課程の修了要件)

第十七条 昼間学科における全課程の修了の要件は、八百単位時間に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することとする。

2 夜間等学科における全課程の修了の要件は、四百五十単位時間に修業年限の年数を乗じて得た授業時数(当該授業時数が八百単位時間を下回る場合にあつては、八百単位時間)以上の授業科目を履修することとする。

# 情報の公開(公表・提供)に関する現行制度 (大学)

## ■大学

### 学校教育法の規定

第113条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

### 学校教育法施行規則(第172条の2)

- ① 大学の教育研究上の目的、卒業認定・教育課程編成・入学受入れ方針(学部、学科、課程等ごと)
- ② 教育研究上の基本組織(学部名称等)
- ③ 教員組織、教員数(男女別、職別)、教員の保有学位・業績
- ④ 入学者数、収容定員、在学生数、卒業・修了者数、卒業後の進路(進学者数、就職者数、主な就職分野)
- ⑤ 授業科目の名称、授業の方法・内容、年間授業計画
- ⑥ 学修成果の評価の基準、卒業・修了認定の基準
- ⑦ 校地、校舎等の施設・設備その他教育研究環境(キャンパス概要、課外活動の状況等)
- ⑧ 授業料、入学料その他の費用徴収、寄宿舍・学生寮の費用、施設利用料等
- ⑨ 学生の修学、進路選択、心身の健康等の支援(留学生支援、障害者支援等の学生支援を含む)
- 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報(公表は努力義務)

◆ 情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

※大学における自己点検・評価結果は別の法令で公表義務を規定  
(学校教育法第109条)



# 情報の公開(公表・提供)に関する現行制度 (専門学校)

## ■ 専門学校

### 学校教育法の規定

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。  
(第133条で専修学校に準用)

### 専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン (平成25年3月文部科学省生涯学習政策局)

(提供する情報の項目例として例示)

- ① 学校の概要、目標及び計画(教育・人材養成目標や指導計画、経営方針、校長名、所在地、沿革 その他諸活動(防災・保健)等)
- ② 各学科(コース)等の教育(入学受入れ方針、入学者数・収容定員、在學生数、カリキュラム、成績評価基準、卒業・修了の認定基準、資格取得・検定試験合格等の実績、卒業者数、卒業後の進路 等)
- ③ 教職員(教職員数(職名別)、教職員組織、教職員の研修・研究活動等、教員専門性(職務上の実績))
- ④ キャリア教育・実践的職業教育(キャリア教育や実習・実技の取組状況、就職支援等への取組支援)
- ⑤ 様々な教育活動・教育環境(学校行事、部活動等の課外活動)
- ⑥ 学生の生活支援(学生支援への取組状況、生活上の諸問題の状況及びその対処・指導の状況、留学生・障害者等への学生支援)
- ⑦ 学生納付金・就学支援(学生納付金、経済的支援措置の内容等)
- ⑧ 学校の財務(事業報告書、貸借対照表、収支決算書、監査報告書)
- ⑨ 学校評価(自己評価・学校関係者評価の結果、改善方策)
- ⑩ 国際連携の状況(※)(留学生の受入れ・派遣状況、外国の学校等との交流状況)
- ⑪ その他(※)(学則、学校運営の状況に関するその他の情報)

(※)は任意

◆ 広く一般社会に向けて提供すべき情報については、各学校のホームページに掲載するなど、誰もが比較的容易にアクセスすることが可能な方法により公表を行うことが求められる。

# GPA制度について

GPA (Grade Point Average) 制度:  
客観的な成績評価を行うため、授業科目ごとに0~4などのポイントを付した上で、学生ごとの成績の平均を算出すること。

## 国際教養大学の例 (平成29年度)

- ・学期ごとと入学後の累積でGPAを算出し、学修の結果を確認
- ・成績不良による休学・退学勧告等の厳格な運用を行い、学生の学習意欲の喚起

成績	成績点	評価点
A+	100	4.00
A (Excellent)	95-99	4.00
A-	90-94	3.70
B+	87-89	3.30
B (Good)	83-86	3.00
B-	80-82	2.70
C+	77-79	2.30
C (Satisfactory)	73-76	2.00
C-	70-72	1.70
D+	66-69	1.30
D (Poor)	60-65	1.00
F (Failure)	59 or lower	0.00

(算出方法)

$$\text{GPA} = \frac{4 \times \text{A単位数} + 3 \times \text{B単位数} \cdots}{\text{総履修登録単位数}}$$

評価点が見つからない成績 (Pass, Withdrawal等) が付与される科目の単位数は含まない

## アメリカでの取扱いの一例

- ① 学生の評価方法として、授業科目ごとの成績評価を例えば5段階 (A, B, C, D, F) で評価し、それぞれに対して4, 3, 2, 1, 0のグレード・ポイントを付与し、この単位当たり平均 (GPA, グレード・ポイント・アベレージ) を出す。
- ② 単位修得はDでも可能であるが、卒業のためには通算のGPAが2.0以上であることが必要とされる。
- ③ 3セメスター (1年半) 連続してGPAが2.0未満の学生に対しては、退学勧告がなされる。  
(突然退学勧告がなされるわけではなく、学部長等から学習指導・生活指導等を行い、それでも学力不振が続いた場合に退学勧告となる。)

## 実務経験のある教員による科目の配置状況

## 実務家教員に関する現行制度①

### ○ 大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）（抄）

（教授の資格）

第十四条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者

三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

（講師の資格）

第十六条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）

第四十二条の二 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

## 実務家教員に関する現行制度②

### ○ 専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）（抄）

（実務の経験等を有する専任教員）

第三十六条 前条の規定による専任教員の数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。）とする。

2 実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

二 博士の学位、修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

3 第一項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。

## 実務家教員に関する現行制度③

### ○ 高等専門学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）（抄）

（教授の資格）

第十一条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する業務についての実績を有する者
- 四 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する者
- 五 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

### ○ 専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）（抄）

（教員の資格）

第四十一条

専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- 一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者
- 二 学士の学位を有する者にあつては二年以上、短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- 三 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者。）において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者
- 四 修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位を有する者
- 五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者
- 六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

## 外部人材の理事への任命

# 外部理事の登用状況

(学校法人は平成29年5月現在、国立大学法人は平成29年9~10月現在)

## 国立大学法人

理事数 (現理事数)	法人数	2人以上の 外部理事を 登用する法 人数	2割超の外 部理事を登 用する法人 数
2人	2	0	2
3人	16	2	16
4人	26	11	26
5人	15	7	7
6人	13	10	10
7人	7	5	5
8人	3	1	1
<b>計</b>	<b>82</b>	<b>36</b>	<b>67</b>

## 学校法人(私立大学)

理事数 (現理事数)	法人数	2人以上の 外部理事を 登用する法 人数	2割超の外 部理事を登 用する法人 数
5人	4	3	3
6人	3	3	3
7人	5	4	4
8人	10	7	7
9人	12	12	12
10人	12	11	8
11~20人	57	56	53
21~30人	6	6	5
31~40人	4	4	4
<b>計</b>	<b>113</b>	<b>106</b>	<b>99</b>

注)回答数 113/195大学

## 学校法人(私立専門学校)

理事数 (現理事数)	法人数	2人以上の 外部理事を 登用する法 人数	2割超の外 部理事を登 用する法人 数
4人	2	2	2
5人	73	59	59
6人	177	146	146
7人	140	121	121
8人	43	40	40
9人	27	26	26
10人	15	13	9
11~20人	32	29	26
21~30人	3	3	2
31~40人	1	1	1
<b>計</b>	<b>513</b>	<b>440</b>	<b>432</b>

注)回答数 513法人/627法人

注1) 学部を有する全国立大学(82大学)

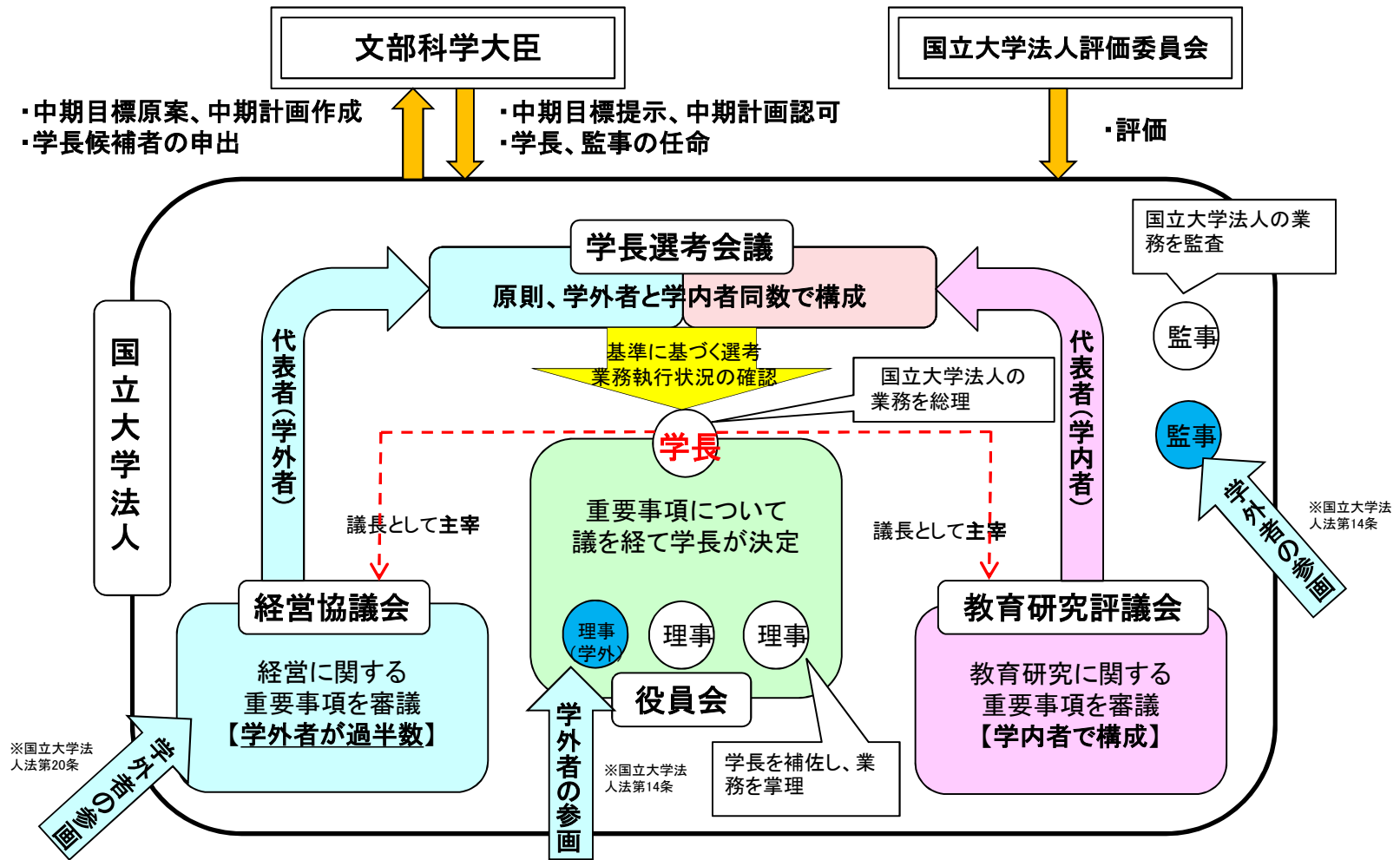
注2) 現理事数が3以下で外部理事1人の大学 16

(出典)「高等教育段階の負担軽減方策の検討のための実態把握」(H30. 2)速報値 ※複数回答可  
国立大学法人一覧(平成29年9月、文部科学省)を元に作成

※国立大学以外は、同じ学校種での教職員から理事に就任した者は、外部人材として計上されていない。



# 国立大学法人の学外者の参画に係る現行制度①



## 国立大学法人の学外者の参画に係る現行制度②

### ○ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）

第十四条 学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たっては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

（経営協議会）

第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

一 学長

二 学長が指名する理事及び職員

三 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの

3 経営協議会の委員の過半数は、前項第三号の委員でなければならない。

別表第一(第2条、第4条、第10条、附則第3条、附則第15条関係)(抄)

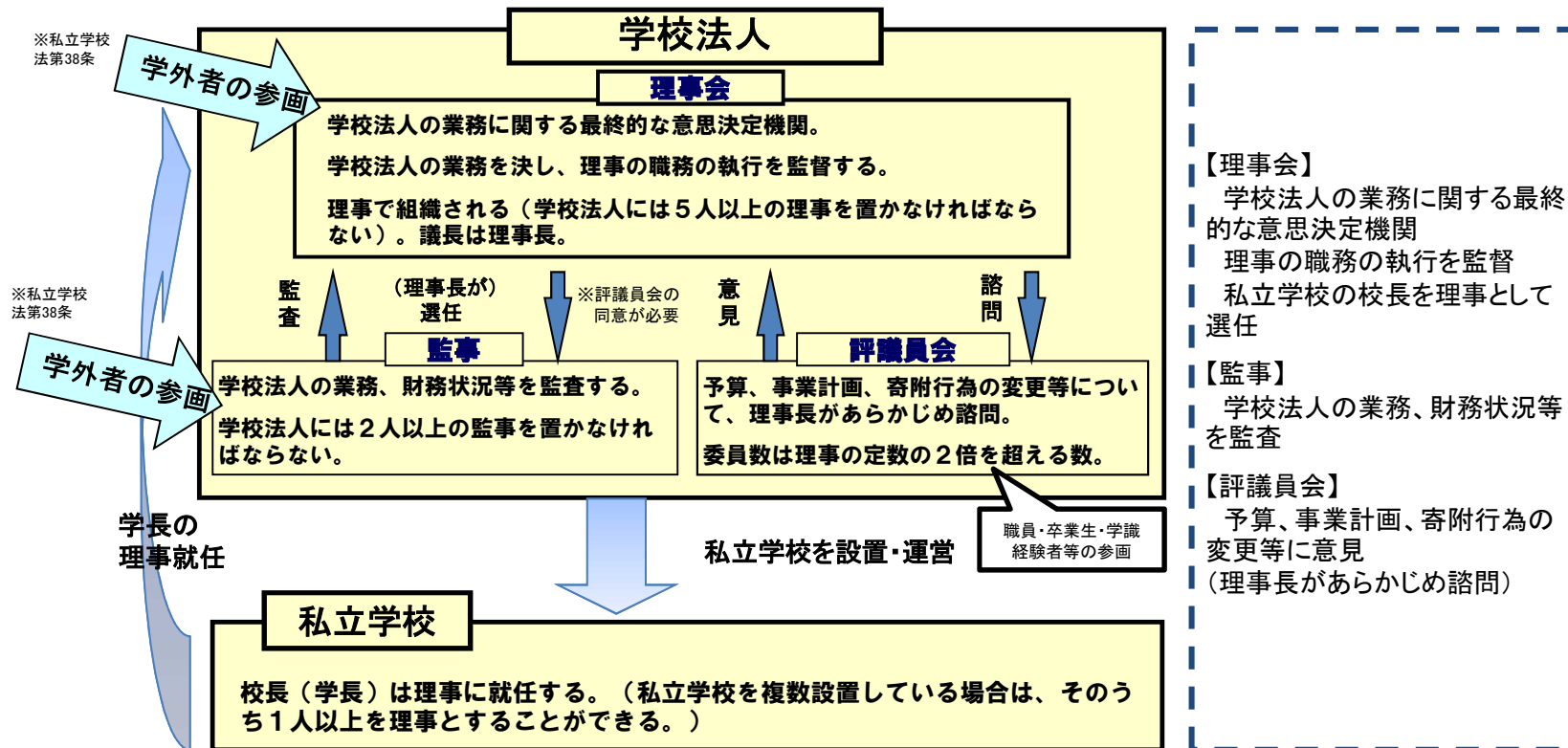
国立大学法人の名称	理事の員数
小樽商科、帯広畜産、北見工業、筑波技術、奈良教育、鹿屋体育、政策研究大学院、総合研究大学院（8法人）	2
室蘭工業、宮城教育、東京外国語、長岡技術科学、上越教育、名古屋工業、豊橋技術科学、京都教育、兵庫教育、鳴門教育、福岡教育（11法人）	3
北海道教育、旭川医科、岩手、福島、茨城、宇都宮、埼玉、東京学芸、東京農工、東京芸術、東京工業、東京海洋、お茶の水女子、電気通信、一橋、横浜国立、静岡、浜松医科、愛知教育、滋賀、滋賀医科、京都工芸繊維、大阪教育、奈良女子、和歌山、九州工業、北陸先端科学技術大学院、奈良先端科学技術大学院（28法人）	4

国立大学法人の名称	理事の員数
弘前、秋田、山形、群馬、東京医科歯科、岐阜、三重、鳥取、山口、徳島、愛媛、琉球（12法人）	5
千葉、新潟、富山、金沢、福井、山梨、信州、島根、香川、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島（16法人）	6
北海道、東北、東京、名古屋、京都、岡山、広島（7法人）	7
筑波、大阪、神戸、九州（4法人）	8

備考三 この表の各項の第四欄に掲げる理事の員数が二人である当該各項の第一欄に掲げる国立大学法人が一人以上の非常勤の理事を置く場合における当該国立大学法人に対するこの表の適用については、それぞれ当該各項の第四欄中「二」とあるのは、「三」とする。

# 学校法人(私立学校)の学外者の参画に係る現行制度①

- 学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関は、合議制機関である**理事会**である。**理事長**は、学校法人を代表し、その業務を総理する。
- 学校法人には**評議員会**が置かれる。評議員会は**理事の定数の2倍以上の定数で組織され**、学校法人の職員や卒業生等が評議員に選任される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、予め評議員会の意見を聞くこととされている。
- 大学の**学長は、学校法人の理事として経営に参画**する。



## 学校法人(私立学校)の学外者の参画に係る現行制度②

### ○ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）

（役員を選任）

第三十八条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の設置する私立学校の校長(学長及び園長を含む。以下同じ。)
  - 二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者(寄附行為をもつて定められた者を含む。次号及び第四十四条第一項において同じ。)
  - 三 前二号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)でない者が含まれるようにしなければならない。
- 6 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかつたときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。

（評議員の選任）

第四十四条 評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

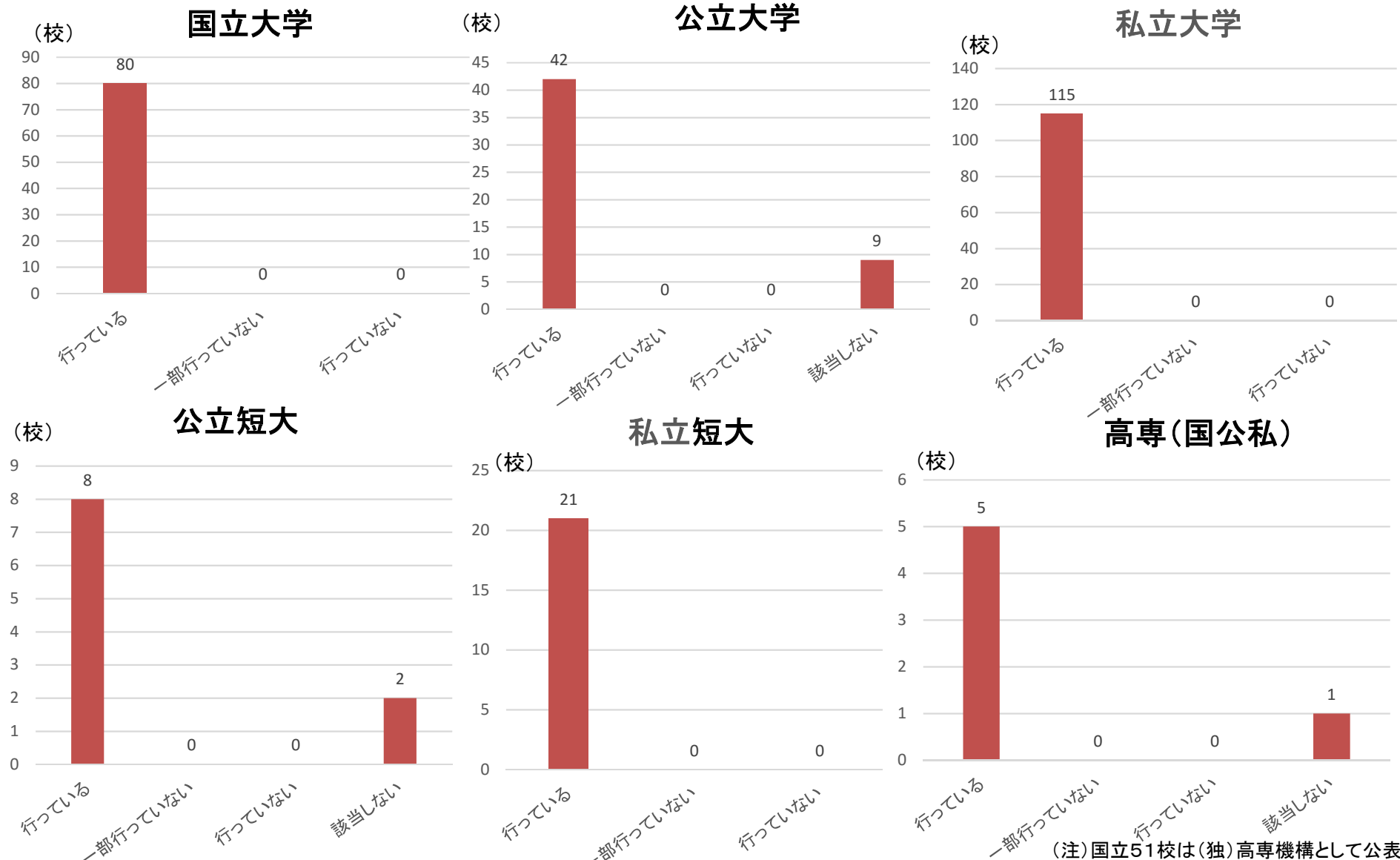
- 一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

## 財務・経営情報の開示

# 法令に則り財務・経営情報の作成・開示を行っているか

実態把握を行った全ての大学等で、法令上義務付けられている財務・経営情報を開示している(※)。

(※) 公立で法人化していない大学等は自治体の予算・決算として公表されているため、「該当しない」

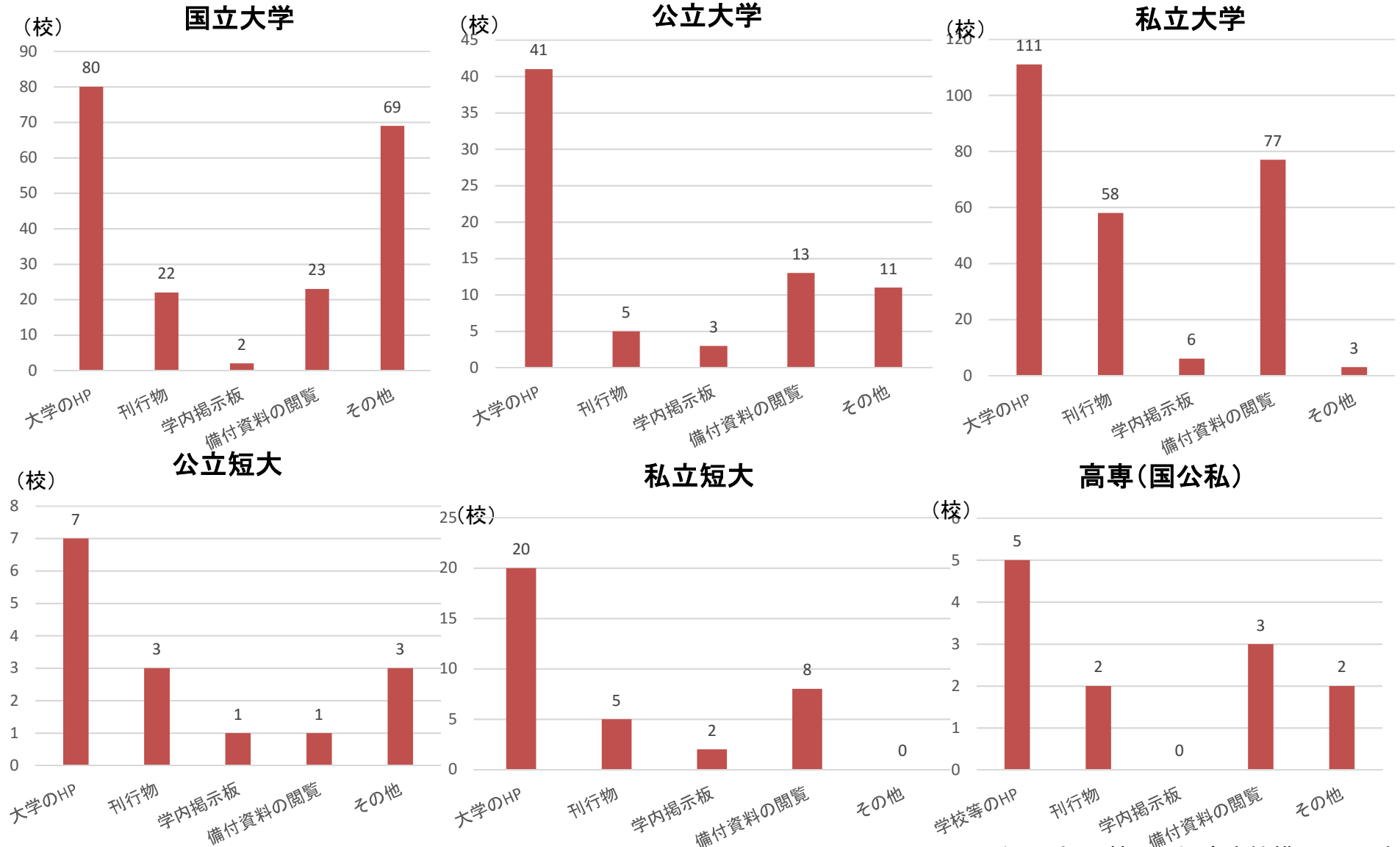


(注) 国立51校は(独)高専機構として公表

(出典)「高等教育段階の負担軽減方策の検討のための実態把握」(H30. 2)速報値※複数回答可

# 財務・経営情報の学外への開示の方法

実態把握を実施した全学校種において、ホームページが中心的な開示方法となっている。



(注)国立51校は(独)高専機構として公表

(出典)「高等教育段階の負担軽減方策の検討のための実態把握」(H30. 2)速報値※複数回答可

※「その他」の例: 官報、自治体の公報、株式市場への公開

# 財務・経営情報の開示に関する現行制度

## ○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）※国立大学法人法第35条において準用 （財務諸表等）

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告（次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあつては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。）を添付しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の附属明細書その他主務省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて総務省令で定めるもの）をとる公告の方法をいう。次項において同じ。）

## ○ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄） （財産目録等の備付け及び閲覧）

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書（第六十六条第四号において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。



# 専門学校における職業教育の充実 「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定制度

平成23年1月 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- 高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。  
⇒ 新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討。

平成25年7月 「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」報告

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する。

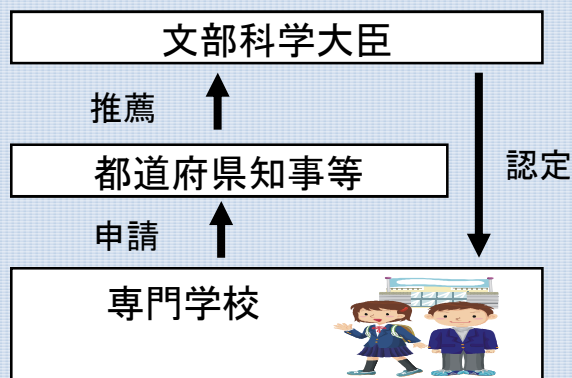
⇒平成25年8月 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行

⇒平成26年3月31日 「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定された学科がスタート

平成29年3月 これからの専修学校教育の振興のあり方について(報告)

職業実践専門課程は、**教育の高度化と改革を目指す専門学校の取組の枠組**として位置づける。

## 認定要件等



## - 認定要件 -

- 修業年限が2年以上
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
- 企業等と連携して、演習・実習等を実施
- 総授業時数が1700時間以上または総単位数が62単位以上
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施
- 企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施

企業等との  
「組織的連携」

取組の  
「見える化」

# 高等教育段階の負担軽減方策の検討のための実態把握について【概要】

## 1. 目的・背景

「新しい経済政策パッケージ」において定められた、無償化措置の対象となる大学等の要件（「①実務経験のある教員による科目の配置及び②外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること、③成績評価基準を定めるなど厳格な成績管理を実施・公表していること、④法令に則り財務・経営情報を開示していること」）を踏まえ、その具体化にあたり、議論の検討材料として各大学・専門学校等における実態把握を実施。

## 2. 内容

### ①実務経験のある教員（※1）による科目の配置状況

※1: 企業や非営利団体、行政、医療や法曹の現場などにおいて、自身が担当する授業科目に関わる実務に従事した経験を持つ教員

### ②外部人材（※2）の理事への任命状況

※2: 選任の際現に当該大学等を設置する法人等の役職員でない者であって、様々な産業で活躍している者及びこのような経験を持つ者（当該学校種以外の業務に携わった経験のある者、当該大学以外で大学等の経営に携わった経験を持つ者は対象に含める。）

### ③成績評価基準（※3）の策定・公表状況

※3: 成績評価を客観的かつ厳格に行う目的で学習成果の評価に関して定めている学内の基準

### ④財務・経営情報（※4）の開示状況

※4: 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書等

## 3. 方法等

- ・ 国公立の大学、短大、高専、専門学校に対して実施。（平成30年1月25日～2月20日）
- ・ 国公立大学・短大・専門学校は悉皆、私立大学・短大は設置場所や規模等のバランスを踏まえて抽出で実施。
- ・ 大学364校、短大49校、高等専門学校57校、国公立専門学校194校。  
私立の専門学校は各都道府県を通じて、所轄する私立専門学校の2割を目安に依頼。
- ・ 全体回答率 80%（H30. 4. 11現在）

（注1）部分回答や不備のある回答についても回答率に算入。

（注2）項目や設問によって、各学校種ごとの回答率は4割～10割までばらつきあり。

## 【参考】 回答状況（H30. 4. 11現在）

	回答状況 (各項目の 最大値)		①実務経験のある 教員の科目配置		②外部人材の理事へ の任命状況		③成績評価基準		④財務・経営情報	
	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数
国立大学（82校）	98%	80	70%	57	98%	80	96%	79	98%	80
公立大学（87校）	59%	51	53%	46	51%	44	55%	48	59%	51
私立大学（195校）	59%	115	44%	85	58%	113	56%	110	59%	115
公立短大（15校）	67%	10	47%	7	53%	8	67%	10	67%	10
私立短大（34校）	62%	21	53%	18	62%	21	62%	21	62%	21
高等専門学校（57校）	98%	56	98%	56	98%	56	96%	55	98%	56
国立専門学校（9校）	100%	9	100%	9	—	—	100%	9	—	—
公立専門学校（185校）	93%	172	93%	172	—	—	92%	171	—	—
私立専門学校（730校）	83%	603	83%	603	82%（※）	514	83%	603	—	—
全体（1394校）	80%	1,117	76%	1,053	76%	836	79%	1,106	71%	333

（※）調査対象は627法人

## 「実務経験のある教員による科目の配置状況」の実態把握について

- 実務経験のある教員による科目の配置状況については、「高等教育段階の負担軽減方策の検討のための実態把握について（事務連絡）」において把握することとしていた。
- ただし、大学等においては実務経験のある教員の科目という観点では通常把握していない中で、大学の回収率は、部分回答を含め約6割であり、その内容としては、大学等の事務局において人事記録等により把握できる範囲での回答が大勢であった。このため、例えば、
  - ・ 非常勤講師の状況が含まれていないケースがある
  - ・ 「実務経験のある教員による科目」について、実務経験歴が確認できれば、授業への活かし方の程度にかかわらず報告されているものが多くあると考えられる
  - ・ 博士課程修了後の公的機関等における研究者の経験の扱いが区々である（当該経験を実務経験に含めるか否か）といった点から大学等により数値の違いの幅が大きくなっている。
- このようなことから、実務経験のある教員による科目の配置状況について、全体を機械的に整理したものを示すことは困難な状況にある。

### <「実務経験のある教員による科目の配置状況」に関する回答状況>

国立大学（82校）：70%、公立大学（87校）：53%、私立大学（195校）：44%、公立短大（15校）：47%、私立短大（34校）：53%、高等専門学校（57校）：98%、国立専門学校（9校）：100%、公立専門学校（172校）：93%、私立専門学校（603校）：83%

（注1）カッコ内は対象校数。割合は実態把握対象校における回答率。

（注2）H30.4.11現在。いずれも部分回答やデータ上の不備等がある場合を含む。

【〇〇立】

【〇〇〇〇大学(高等専門学校)】

【調査1(別紙1)】

## 実務経験のある教員による科目の配置状況調査票<共通>

### ① 全教員数に占める実務経験のある教員数

	計	本務者(人)			兼務者(人)		
		経験年数 5年未満	経験年数 5年以上	小計	経験年数 5年未満	経験年数 5年以上	小計
		全教員数	0				
うち実務経験のある教員	0		0			0	
高校以下の教員	0		0			0	
当該学校種以外の教員	0		0			0	
官公庁(独立行政法人を含む)	0		0			0	
民間企業(企業の研究所等を含む)	0		0			0	
非営利団体	0		0			0	
自営業	0		0			0	
臨床医等	0		0			0	
その他	0		0			0	

### ② 共通設置科目における卒業に必要な単位数と実務経験のある教員が担当する授業の単位数

#### (1) 開設科目数と単位数、共通設置科目のうち卒業に必要な単位数

開設科目数・単位数		共通設置科目のうち卒業に必要な単位数
科目数	単位数	

※1 「共通設置科目のうち卒業に必要な単位数」が、学部等によって異なる場合には、上の表に最も多いものと少ないものを記載のうえ(記載例: ○単位~▲単位)、次頁の表に具体的に学部等別の記載をお願いします。

※2 上の表に記載いただいた数値は、別紙2の④「参考」欄に自動的に記載されます。

【〇〇立】

【〇〇〇〇大学(高等専門学校)】

《「共通設置科目のうち卒業に必要な単位数」が、学部等によって異なる場合》

共通設置科目のうち卒業に必要な単位数 (学部等ごとの単位数)	
〇〇学部	▲単位
〇〇学部	▲単位
〇〇学部	▲単位

(2) 実務経験のある教員の担当科目及び単位数(開設科目全体、及び卒業に必要な必修科目及び選択必修科目について、両方記載してください。)

	実務経験のある教員の担当科目・単位数(開設科目全体)					
	本務者		兼務者		計	
	科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数
開設科目					0	0
必修					0	0
選択必修					0	0

※ 必修又は選択必修科目における実務経験のある教員の担当科目・単位数が学部等によって異なる場合には、上の表をこのシート上に必要数コピー&ペーストして、それぞれ記載願います。

③ 特記事項(あれば)

--

【〇〇立】  
 【〇〇〇〇大学(高等専門学校)】

【調査1(別紙2)】実務経験のある教員による科目の配置状況調査票<学部・系等>  
 【〇〇学部/系等】

① 教員数に占める実務経験のある教員数(当該学部等に所属している教員や当該学部等の授業を担当する研究科所属の教員)

	計	本務者(人)			兼務者(人)		
		経験年数 5年未満	経験年数 5年以上	小計	経験年数 5年未満	経験年数 5年以上	小計
		教員数	0				
うち実務経験のある教員	0			0		0	
高校以下の教員	0			0		0	
当該学校種以外の教員	0			0		0	
官公庁 <small>(独立行政法人を含む)</small>	0			0		0	
民間企業 <small>(企業の研究所等を含む)</small>	0			0		0	
非営利団体	0			0		0	
自営業	0			0		0	
臨床医等	0			0		0	
その他	0			0		0	

② 卒業に必要な総単位数

※ 入学から卒業までに必要な総単位数を記載してください。コースや専攻によって差がある場合は、以下の記入欄を増やして、コース等ごとに記載願います。

( ) 単位

③ 専門科目の開設科目及び単位数と、専門科目のうち卒業に必要な単位数

学科、コース・専攻	開設科目数・単位数		各学部等の設置する専門 科目のうち卒業に必要な 単位数
	科目数	単位数	
〇〇学科			
〇〇学科			
〇〇学科			
〇〇学科			
〇〇学科			

【〇〇立】

【〇〇〇〇大学(高等専門学校)】



【〇〇立】

【〇〇〇〇大学(高等専門学校)】

④ 実務経験のある教員の担当科目及び単位数(開設科目全体、及び卒業に必要な必修又は選択必修科目について、両方記載してください。)

学科、コース・専攻	種類	実務家教員の担当科目・単位数					
		本務者		兼務者		計	
		科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数
〇〇学科	開設					0	0
	必修					0	0
	選択必修					0	0
〇〇学科	開設					0	0
	必修					0	0
	選択必修					0	0
〇〇学科	開設					0	0
	必修					0	0
	選択必修					0	0
〇〇学科	開設					0	0
	必修					0	0
	選択必修					0	0
〇〇学科	開設					0	0
	必修					0	0
	選択必修					0	0
〇〇学科	開設					0	0
	必修					0	0
	選択必修					0	0

(参考) 共通設置科目における開設科目数と単位数、共通設置科目のうち卒業に必要な単位数

開設科目数・単位数		共通設置科目のうち卒業に必要な単位数
科目数	単位数	
0	0	0

⑤ 特記事項(あれば)

※ 実務経験のある教員の担当授業科目に係るシラバス等、調査1の回答の元になった資料について、可能な限り、併せて提供いただくようお願いいたします。(紙でも、URLを本調査票に書き込んでいただく形でも構いません。)

【〇〇立】  
【〇〇〇〇専門学校】

【調査1(別紙3)専門学校シート】

① 専修学校専門課程の本務教員及び兼任教員の数について

本務者	うち専攻分野に関し、企業等での実務経験を有する者(※)		兼務者	うち専攻分野に関し、企業等での実務経験を有する者(※)		計
	経験年数5年未満	経験年数5年以上		経験年数5年未満	経験年数5年以上	
0 人	人	人	0 人	人	人	0 人

※「専攻分野に関し、企業等での実務経験を有する者」とは、企業、医療・福祉施設その他の事業所において、自身が担当する専攻分野にかかわる実務に従事した経験をもつ教員を言い、専修学校等における教員としての実務経験は含みません(以下②の設問も同様)。

② 専修学校専門課程における卒業に必要な総授業時数及び開設科目数・授業時数

- ・入学から卒業までに必要な総授業時数、開設している科目数及び総授業時数を記載してください。なお、専修学校設置基準第19条により、学生が履修した授業科目の授業時数を単位数に変換している学科、同基準第20条等に基づき、学年による教育課程の区分を設けない学科(いわゆる「単位制」)を開設している学科については、「授業時数」の欄に単位数を記載してください。
- ・コースによって差がある場合は、それぞれのコースについて記載いただき、コース名を以下の備考欄に記載願います。
- ・記入欄が不足する場合は適宜追加してください。

学科	卒業に必要な総授業時数	開設科目数・授業時数		うち専攻分野に関し、企業等での実務経験を有する者(※)が担当する科目及び授業時数						備考欄	
				本務者		兼務者		計			
		科目数	授業時数	科目数	授業時数	科目数	授業時数	科目数	授業時数		
〇〇〇〇〇〇〇〇〇 学科									0	0	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇 学科									0	0	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇 学科									0	0	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇 学科									0	0	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇 学科									0	0	

### ③ 特記事項(あれば)

※ シラバス等、②の回答の元になった資料について、併せて提出いただくようお願いいたします。(紙でも、URLを本調査に書き込んでいただく形でも構いません。)